別　紙

＜参考＞

１．支援金支給の仕組み（法第１８条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その１／２について国が補助することとされている。

２．対象となる自然災害（施行令第１条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第１条第３号（１００以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域）に係る自然災害に該当することによる。

【適用基準】

北海道における住家の被害認定調査に基づく全壊被害世帯数が１００以上となったことによる。